

引金付き工具の取扱い状況等に係る調査について

1 工具メーカー営業所実地視察

工具の構造、取扱い方法等について、調査を実施

引金を引くということについては中指で代償が可能なこと、工具の取扱いについてはグリップ部をしっかりと握ることが重要であること、通常は連続モードで作業を行うこと、連続モードの際には、あらかじめ引金を引いた状態で先端部を木材に押し当てる方法により行うことから、釘を打つ回数より引金を引く回数は格段に少ないこと等が判明した。

2 木造建設現場実地視察

現場における工具の取扱い実態を調査

示指を亡失した場合でも中指で引金を引く等の代償が可能であること、亡失により能率等は低下するが、一定の期間は要するものの、慣れた場合には能率等は回復すること等を聴取した。

3 製造業工場実地視察

電気機械器具製造業及び自動車製造業の工場において工具の取扱い実態を調査

上記2のほか、セル式生産方法を採用している工場においてはネジ止め等引金付き工具を取り扱う工程そのものが激減していることを聴取した。

また、トルク管理が行われていることから、示指又は中指の屈伸ができれば十分に操作が可能であることを聴取した。

4 各監督署を通じ、工具の取扱い者等から意見聴取

引金を引くということについては中指で代償が可能なこと等上記1の事項のほか、示指を亡失した場合の支障の程度と中指を亡失した場合の支障の程度はほぼ同様であること、示指亡失した場合の支障の原因は握力低下であること、握力低下は小指亡失の方が大きいこと等を聴取した。

5 示指亡失症例（平成14年度認定者）についての調査等

建設業の示指亡失者について調査したところ、いずれも職場復帰し、被災前のように工具を取り扱っていた。

なお、労働側委員が調査した症例や労働実態を踏まえても、専門検討会報告書の内容が妥当であること等を確認した。

6 リハビリテーション専門家からの意見聴取

示指を亡失した場合においても中指や環指を亡失した場合においても、他の指で機能的に代償することができ、ほとんどの職場に復帰していること。亡失による支障は生じることはあるが、示指、中指、環指で差は基本的ないこと。